

質問に対する回答について

調査等名) 令和4年度 東北支社管内中地区 道路構造検討業務

質問事項と回答

番号	質問事項	回 答
1	<p>「技術評価項目及び評価基準(表)」と「参加表明書 様式2 技術資料」に記載される配点の不整合についての確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「技術評価項目及び評価基準(表)」と「参加表明書 様式2 技術資料」で配点が不整合となっています。 <p><「管理(照査)技術者の資格要件」の例></p> <p>「技術評価項目及び評価基準(表)」:①技術士(総監)及び技術士(建設部門・道路)とも20点</p> <p>「参加表明書 様式2 技術資料」:①技術士(総監)20点、②技術士(建設部門・道路)10点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どちらの評価が正しいか。 	<p>不整合とはなっていません。</p> <p>技術士【総合監理部門(建設部門-道路)】及び技術士【建設部門(道路)】ともに20点です。</p> <p>「参加表明書 様式2」において、配置予定管理技術者の技術者資格の評価基準及び評価点として、①「技術評価項目及び評価基準」に示す「配置予定管理技術者の技術者資格」の「評価基準①に該当する」場合は「20点」とあります。</p> <p>ここでいう「評価基準①に該当する」とは、『競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_管理予定技術者に求める事項_技術者資格」の①及び②に該当する』を指しており、ここでは技術士【総合監理部門(建設部門-道路)】及び技術士【建設部門(道路)】となります。</p>
2	<p>「参加表明書 様式2 簡易公募型プロポーザル方式」の配置予定技術者の技術者資格/配点の記載について</p> <p>①「技術評価項目及び評価基準」に示す「配置予定照査技術者の技術者資格」の評価基準①に該当する 5.0点</p> <p>②「技術評価項目及び評価基準」に示す「配置予定管理技術者の技術者資格」の評価基準②に該当する 2.5点</p> <p>配置予定技術者は、照査技術者を指すと理解して良いか。また、②の管理技術者は、照査技術者ではないか。</p>	<p>「参加表明書 様式2」ではなく「技術提案書 様式2」を指しているかと思われますが、この場合はご指摘の通りです。</p>
3	<p>技術評価項目及び評価基準のうち、「参加表明者の経験及び能力」についての確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「参加表明者の経験及び能力」で評価される「企業の同種業務の成績」と「企業の同一業務区分における表彰実績」に該当するそれぞれの業務は、同一業務で無くても良いか。 	<p>同一業務で無くても問題ございません。</p>

4	<p>競争参加資格要件等一覧表のうち、企業に求める事項（同種業務）についての確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業に求める事項（同種業務）について、業務実績情報システム（テクリス）の業務実績データのうち、下記の内容は業務実績に該当すると判断して良いか。 <p>① 041405 道路／道路／実施（詳細）設計／道路休憩・連絡等施設設計（サービスエリア・インターチェンジ等）</p> <p>② 133404 土質及び基礎／土構造／実施（詳細）設計／擁壁</p>	<p>業務実績情報システム（以下、「テクリス」という。）の業務実績データ（技術データ）において、入札公告に記載のデータ登録を行っている業務実績を同種業務とします。今回は業務段階2までの登録内容で判断します。御社にて該当すると判断された業務を同種業務としてください。</p>
---	---	--